

令和3年度 市民税・県民税申告書の書き方

1 申告する人の1月1日現在の住所（1月2日以後に転居した人は現住所も記入）、氏名、押印（認印可）、生年月日、電話番号、個人番号（12桁のマイナンバー）をご記入ください。

2 「1 収入金額等」と「2 所得金額」欄
前年1年間の「収入金額」から「必要経費等」を差し引いた金額のことを「所得金額」といいます。所得の種類と各所得金額の求め方は本紙裏面「(C) 所得金額」をご参照ください。
※この欄は市内にお住まいで前年収入があった人が記入する欄です。前年収入がなかった人（遺族・障害年金のみの人を含む）は、この欄には記入せず、7の記入方法にない申告書裏面の「17 前年収入がなかった人に関する事項」に必要事項をご記入ください。

給与所得がある人

「カ」と「⑥給与」

1ヶ所からの給与のみの方は、源泉徴収票の支払金額を「カ」に、給与所得控除後の金額を⑥にご記入ください。複数の給与がある場合は、各源泉徴収票の支払金額の合計額を「カ」に記入し、本紙裏面（別表1）給与所得金額の速算表を用いて計算した結果を⑥にご記入ください。

※日給等で源泉徴収票がない人は、申告書裏面の「9 給与所得の内訳」の欄に支払金額を記入し、合計額を「カ」に、速算表を用いて計算した結果を⑥にご記入ください。

公的年金等※の所得がある人 ※国民年金・厚生年金・各種共済年金・企業年金・恩給など

「キ」と「⑦公的年金等」「⑩合計（⑦+⑧+⑨）」

源泉徴収票の支払金額（複数ある場合はその合計額）を「キ」に、本紙裏面の（別表2）公的年金等に係る雑所得の速算表を用いて計算した結果を⑦⑩のそれぞれにご記入ください。ほかに雑所得がある人は、「⑨その他」と合計した所得金額を⑩にご記入ください。

※遺族・障害年金は非課税所得に該当しますのでこの欄への記入は不要です。なお、収入が遺族・障害年金のみの方はこの欄には記入せず、7の記入方法にない申告書裏面の「17 前年収入がなかった人に関する事項」に必要事項をご記入ください。

個人年金や原稿料、印税、講演料等の雑所得がある人

「ケ」と「⑨その他」「⑩合計（⑦+⑧+⑨）」

収入金額を「ケ」にご記入ください。収入金額から必要経費を差し引いた後の所得金額を⑨⑩のそれぞれにご記入ください。ほかに公的年金等に係る雑所得がある人は、「⑦公的年金等」と合計した所得金額を⑩にご記入ください。※申告書裏面の「12 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に内訳をご記入ください。

事業・不動産・利子・配当・総合譲渡・一時の所得がある人

収入金額を「ケ」にご記入ください。収入金額から必要経費を差し引いた後の所得金額をそれぞれ記入し、申告書裏面の所得に関する事項欄（10～14）に収支の内訳等の必要事項をご記入ください。

※一般に、利子所得は源泉分離課税に該当するため申告不要です。国外で支払われる預金等の利子で源泉徴収されていないもの等は申告が必要です。

※市民税・県民税5%が特別徴収された上場株式等の配当等・譲渡所得等は、原則として申告不要ですが、税の選付等を受けるために任意で申告できます。申告する場合は申告書裏面14・15の配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額の欄に特別徴収税額をご記入ください。

3 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄

前年1年間の支出等にもとづき該当する項目に支払金額等の必要事項をご記入ください。

控除の内容や要件等については、本紙裏面の(D) 所得控除をご参照ください。

⑭医療費等

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費等が対象です。従来の医療費控除と、健康の保持増進への一定の取組みを行う人が支払った「特定一般用医薬品等購入費」を対象とする「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」のうちいずれか一方を選択して申告できます。

※セルフメディケーション税制を申告する場合は、次のとおりご記入ください。

ここに必ず「1」と記入

	(a) 支払った医療費等	(b) 保険金等で補填される金額	(c) 差し引く金額(a)-(b)
⑭ 医療費控除	112,000		112,000
総所得等が200万円以上の人の控除額(c)-(d)			
総所得等が200万円以上の人の控除額(c)-(d)			
特別 1	セルフメディケーション税制の適用を選択する場合にのみ「1」と記入		88,000

(a) (b) (c) を記入

(c) から12,000円を引いた額を記入（上限88,000円）

⑮社会保険料

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った社会保険料（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金等）が対象です。

※国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の納付済額は1月中旬に市役所の各保険担当課から送付される「納付済額のお知らせ」をご確認ください。

⑯⑰生命保険料・地震保険料

保険会社が発行した「控除証明書」に記載の保険料控除の対象額（支払額又は見込額）を該当欄にご記入ください。控除額は、本紙裏面の（別表3）・（別表4）で計算できます。

⑱⑳本人に関する控除

あなたが寡婦・ひとり親に該当する場合、障害者手帳等を持っている場合、又は勤労学生に該当する場合に必要事項をご記入ください。

4 「⑳配偶者控除」「㉑配偶者特別控除」「㉒扶養控除」欄

配偶者や扶養親族の氏名、生年月日、続柄、障害者手帳等を持っている場合はその区分、同居・別居の状況等をご記入ください。

※「配偶者控除」は、あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合に受けられます。

※「配偶者特別控除」は、あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合に受けられます。配偶者特別控除を受けるときは、配偶者の合計所得金額を必ずご記入ください。

※あなたの前年の合計所得金額が1,000万円超で、配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合は、「同一生計配偶者」にチェックをしてください。（配偶者控除は受けられません。）

※「扶養控除」は、扶養親族の前年の合計所得金額が48万円以下である場合に受けられます。

※事業専従者や他の人の控除対象配偶者や扶養親族である人はあなたの控除となりません。

※16歳未満の扶養親族は控除になりませんが、非課税判定等に関わるため必ずご記入ください。

※外国居住親族にかかる配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除の適用を受ける場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要となります。

5 「4 所得から差し引かれる金額（住民税算出額）」欄

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の内容を、本紙裏面「(D) 所得控除」の欄に記載の方法により控除額を算出し、各控除額とそれらの合計額をご記入ください。

※生命保険料控除・地震保険料控除・人的控除（扶養など）の控除額は所得税と異なります。

6 「5 寄附金税額控除（支払額）」欄

あなたが前年中に次の寄附金を支払った場合、一定の方法により計算した金額が市民税・県民税から控除されます。該当する欄に「支払額」をご記入ください。

①都道府県、市区町村への寄附金（ふるさと納税） ③神奈川県が条例で指定する寄附金
②神奈川県共同募金会、日本赤十字社神奈川県支部への寄附金 ④鎌倉市が条例で指定する寄附金

都道府県・市区町村分（特例控除対象）	①	神奈川県条例指定分	③
神奈川県共同募金会 日本赤十字社 都道府県・市区町村分（特例控除対象以外）	②	円	円

※③④の条例指定分の記入にあたり、神奈川県条例と鎌倉市条例のいずれにも該当する寄附金であった場合は、③④それぞれの欄に同額をご記入ください。

例：県・市条例該当の寄附金を10,000円 寄附→③④の欄にそれぞれ10,000円と記入
※県・市条例指定寄附金は、ホームページでお調べいただくか、市民税課にお問合せください。
※ふるさと納税については、特例控除の対象となる市区町村への寄附は①に、特例控除の対象外の市区町村への寄附は②に支払額をご記入ください。

7 前年収入がなかった人（遺族・障害年金のみの人を含む）

前年収入がなかった人は、申告書裏面の「17 前年収入がなかった人に関する事項」欄に前年の生活状況等をご記入ください。扶養親族がいる場合及び寡婦（ひとり親）や障害者に該当する場合は、申告書表面左部⑱～㉒の該当する欄に必要事項をご記入ください。

※遺族年金、障害年金、雇用保険の失業等給付などの収入は非課税所得のため、これらの収入のみであった人は、収入がなかった人に該当します。

17 前年収入がなかった人に関する事項

次の者から扶養又は援助を受けていた	住所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇〇〇	氏名	御成 次郎	続柄	父
学生で所得がなかった	学校名学部名等	〇〇大学 〇〇学部	卒業予定	R3	年 3 月	
遺族年金・障害年金等を受けていた	☑遺族年金	☐障害年金				
前年の生活状況を記入してください（該当項目の□にチェック）	☑預金等たくわえて生活	☐病気療養中	☐生活保護を受けていた			
	☐雇用保険等の給付を受けていた	☐その他（ ）				

令和3年度 市民税・県民税申告書

1月1日の住所 鎌倉市御成町18番10号 電話番号 0467(23)3000

提出先 鎌倉市長 現住所 同上 個人番号 23456789012

氏名 鎌倉 一郎 生年月日 25年3月1日

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(a) 支払った医療費等	(b) 保険金等で補填される金額	(c) 差し引く金額(a)-(b)
112,000		112,000
総所得等が200万円以上の人の控除額(c)-(d)		
12,000		
国民健康保険	国民年金	180,000
介護保険	源泉のとり	156,155
合計(1~6)		393,155
新生命保険料の計	個人年金保険料の計	介護医療保険料の計
57,000		35,120
旧生命保険料の計	旧個人年金保険料の計	
78,000	125,000	
地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
29,856		
障害者控除	配偶者控除	扶養控除
1	2	3
氏名(カタカナ) カマクラ ハナコ	生年月日 27.8.9	続柄 母
氏名(カタカナ) カマクラ カズコ	生年月日 3.8.12	続柄 姉
氏名(カタカナ) カマクラ モモコ	生年月日 5.6.3	続柄 子
5 寄附金税額控除(支払額)	都道府県・市区町村分(特例控除対象) 10,000	特別(ふるさと納税) 5,000
6 住宅借入金等特別税額控除	借入総額 1,000	借入期間 10年
7 給与所得以外の納税方法	1 給与から差し引き(特別徴収)	2 自分で納付(普通徴収)

◆家屋敷課税について（別荘、単身赴任など）

鎌倉市外（国外含む）にお住まいの人が、鎌倉市内に家屋敷（※1）を有している場合は、均等割として年額5,300円が課税されます。ただし、国内にお住まいで均等割の非課税規定（※2）に該当する人は課税されません。

※1 家屋敷とは、自己又は家族の居住用として住所地以外の場所に設けた独立した住宅をいいます。常に居住できる状態にあるものであれば、自己の所有であるかどうか及び実際に居住しているかどうかを問いません。市外の人が鎌倉に別荘を有していたり、鎌倉にご自宅がある人がお仕事を市外に単身赴任されている場合などが主な例となります。

※2 本紙裏面「市民税・県民税の計算方法」の「市民税・県民税が非課税となる人」をご参照ください。（国外にお住まいの人は非課税規定にかかわらず、家屋敷課税の対象となります。）

<記入方法>

申告書裏面の「16 家屋敷に関する事項」の欄に必要事項を記入してください。申告書表面の「収入金額等」「所得金額」は記入不要です。

あなたが扶養する配偶者、親族が鎌倉市内にお住まいの場合は、申告書表面の「配偶者控除」又は「扶養控除」欄にその人の氏名等を記入してください。

16 家屋敷に関する事項（市外に住所があり、鎌倉市内に居住用家屋を有する人は記入してください）

1 現在の住所（国外の場合は国名）	前年の合計所得金額	扶養親族数	あなたが該当するとき○をつけてください
アメリカ	収入ではない(所得を記入してください)		障害者・未成年者・寡婦・ひとり親
鎌倉市	5,000,000 円	3 人	

納税通知書の送付先（該当する番号に○）※記入がない場合は国内住所に送付します。

2 鎌倉市内に所在する家屋敷の住所	1 現在の住所に送付（国内に限る）	3 その他
御成町 〇〇 - 〇〇	2 鎌倉市内に所在する家屋敷の住所に送付	

◆上場株式等の配当等・譲渡所得等の課税方式の選択について

証券会社等から支払いを受ける際に市民税・県民税5%が特別徴収された上場株式等の配当等、譲渡所得等は原則として申告不要ですが、税の選付等を受けるために任意で申告できます。ただし、これらの所得を申告すると、その所得は扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や保険料等の算定の基礎となる「合計所得金額」「総所得金額等」に含まれることとなります。その結果、ご自身やご家族の税額が上がったり、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などに影響が生じる場合があります。

また、これらの所得について所得税の確定申告をした場合、原則として市民税・県民税でも同じ課税方式が適用されますが、納税通知書が送達される時（6月初旬に発送予定）までに、確定申告とは別に「市民税・県民税申告書」を提出していただくことで、所得税と異なる課税方式を選択することが可能です。所得税と異なる課税方式を選択する場合は、申告書裏面の一番下にある「上場株式等の所得に関して、所得税の確定申告とは異なる課税方式を選択する場合にはチェックしてください。」の項目にチェックをしてください。（確定申告書一式の写し、特定口座年間取引報告書等の市民税・県民税の特別徴収税額が分かる資料、上場株式等の所得に関する課税方式選択の申出書（ホームページに掲載）の3点の添付が必要です。）

なお、上場株式等の譲渡所得の損失を確定申告し、市民税・県民税で申告不要とする場合、市民税・県民税では当該損失の繰越控除を適用することができません。

◆「所得・控除を証明する書類」の添付又は提示について

次の書類を添付書類台紙に貼り付けて申告書とともに提出するか、又は申告時に提示してください。

- ①給与所得者及び年金所得者は、支払者が発行する源泉徴収票
- ②株式の配当や譲渡がある人は、年間取引報告書や支払通知書
- ③その他の収入がある人は、収入及び必要経費が分かるもの
- ④各種控除に必要な証明書、領収書等【医療費控除の明細書（セルフメディケーション税制を選択する場合は、その明細書及び健康保持増進等のために一定の取組みを行ったことを示す書類）社会保険料の支払額が分かる書類（国民年金保険料は納付済額のお知らせ又は領収書）、小規模企業共済等掛金、生命保険料・地震保険料の控除証明書、寄附金の領収書、在学証明書など】

※障害者手帳を持っていない人でも、65歳以上で要介護1～5の認定を受けている人など、一定の要件に該当する人は「障害者控除対象者認定書」を提出することで障害者控除を受けることができます。認定要件や認定書の発行について詳しくは「高齢者いきいき課 TEL 61-3899」へ